

燃料使用基準経過措置(ガス機関・ガソリン機関)

平成3年1月30日  
福岡県告示第196号

大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)別表第一の三一の項及び三二の項に規定するガス機関及びガソリン機関に対する大気汚染防止法第一五条第三項の規定に基づく燃料使用基準(昭和四十七年十一月福岡県告示第千二百二十二号の二)及び大気汚染防止法第一五条の二第三項の規定に基づく燃料使用基準(昭和五十一年十二月福岡県告示第千八百七十八号及び昭和五十二年十二月福岡県告示第千七百十五号)の適用について次のように定め、平成三年二月一日から施行する。

- 一 平成三年一月三十一日以前に設置の工事が着手されたガス機関又はガソリン機関については、平成三年七月三十一日までの間は適用しない。
- 二 ガス機関又はガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものについては、当分の間、適用しない。